

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		既存の建築物に対する制限の緩和の認定（接道）
根拠条例・規則等名		建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)
条 項		第137条の12第6項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課 (048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。 (処分先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難)
	設定等年月日	令和6年4月1日設定 令和 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日
	設定等年月日	令和6年4月1日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		